第３章　利用できる医療・福祉サービス

障がいのある方々が利用できる制度等について紹介します。

**（１）各種制度等案内**※個別ケースによって異なる場合があります。



**（２）相談支援（福祉サービス）**

計画相談支援

障がい福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。

支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。

≪対象者≫

障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者

１９

障がい児相談支援

障がい児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障がい児支援利用計画の作成を行います。給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

≪対象者≫

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児

**（３）在宅支援（福祉サービス）**

日常生活を営むのに支障となる障がいのある方に対して、居宅における食事、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等を行います。

≪対象者≫

障がい支援区分が区分１以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である方

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）であること

①　障がい支援区分が区分２以上に該当していること

②　障がい支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

　・「歩行」：「全面的な支援が必要」

　・「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

　・「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

　・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

　・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

居宅介護（ホームヘルプサービス）

**２０**

重度訪問介護

重度の肢体不自由者〔手足や体幹が病気等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態〕又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。

≪対象者≫

障がい支援区分が区分４以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分６であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）であって、次のいずれかに該当する方

１　次のいずれにも該当する方

① 二肢〔肢：手足〕以上に麻痺等があること

② 　障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」　　のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

２　障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である方

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

常時介護が必要な障がいのある方に対して居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。

≪対象者≫

障がい支援区分が区分６（障がい児にあっては区分６に相当する支援の度合）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であって、次のいずれかに該当する方

① 　重度訪問介護の対象であって、四肢〔肢：手足〕すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する方

・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

・最重度知的障がい者

② 　障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合　計点数が１０点以上である方

重度障がい者等包括支援

　２１

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの発達支援を行います。

≪対象者≫

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援〔P24参照〕、医療型児童発達支援〔P24参照〕又は放課後等デイサービス〔P24参照〕を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

　２１－１

**（４）在宅支援（医療サービス）**

訪問診療

定期的に医療が必要な状態で通院が困難な患者さんを対象に、訪問診療に対応している診療所や病院から医師が自宅等を訪問し、診療や治療を行います。通院が困難な場合は、主治医等にご相談ください。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成〔P48参照〕」や「乳幼児医療費助成〔P49参照〕」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

　２２

訪問歯科

歯科医院に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が自宅等を訪問し、歯科治療をはじめ、口腔ケアや飲み込みのリハビリを行います。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成〔P48参照〕」や「乳幼児医療費助成〔P49参照〕」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

訪問看護

看護師等が自宅等を訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行うほか、ご家庭の健康相談など医療のみならず家族全体の生活に関する継続的な支援を行います。訪問看護の利用を希望される場合、主治医やお近くの訪問看護ステーションにご相談ください。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成〔P48参照〕」や「乳幼児医療費助成〔P49参照〕」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

　２２－１

在宅患者訪問薬剤管理指導

在宅での療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、処方医の指示に基づき、作成した薬学的管理指導計画に基づき自宅等を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認などを行います。

　２３

訪問リハビリテーション

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などのリハビリ専門職が自宅等を訪問し、主治医の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活動作のアドバイスや食事を食べる・飲み込めるようにするための訓練などを行います。

**（５）通所・入所支援（施設等で受けられるサービス）**

児童発達支援（医療型児童発達支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援（医療型児童発達支援の場合は、支援及び治療）を行います。

≪対象者≫

○児童発達支援

療育〔障がいのある子どもたちが社会的に自立できるようにするために行う治療と教育〕の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児（具体的には次のような例）

① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童

② 　保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所に　おいて、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

○医療型児童発達支援

肢体不自由〔手足や体幹が病気等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態〕があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

　２４

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

≪対象者≫

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

保育所等訪問支援

保育所や児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

≪対象者≫

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障がい児であって、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障がい児

　２４－１

日中一時支援

日中に介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業を行います。

≪対象者≫

障がい者等であって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた方

　２５

生活介護

常時介護が必要な障がいのある方に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

≪対象者≫

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方

① 　障がい支援区分が区分３（障がい者支援施設等に入所する場合は　　　区分４）以上である方

② 　年齢が５０歳以上の場合は、障がい支援区分が区分２（障がい者支援施　設等に入所する場合は区分３）以上である方

③ 　生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する方であって、障　がい支援区分が区分４（５０歳以上の方は区分３）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた方

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

障がいのある児者を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

≪対象者≫

○短期入所（障がい者支援施設等において実施）

① 障がい支援区分が区分１以上である障がい者

②　 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める　区分における区分１以上に該当する障がい児

○医療型短期入所（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

遷延性意識障がい児・者〔重度の昏睡状態〕、筋萎縮性側索硬化症〔ALS〕等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者　等

①　18歳以上の利用者…次のいずれかに該当する方

・区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

　・区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい者

・区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の方

　・区分５以上に該当し、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上、かつ、医療的ケアスコアが８点以上の方

　・区分５以上に該当し、遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが８点以上の方

　・これらに準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者

②　障がい児…次のいずれかに該当する方

・重症心身障がい児

・医療的ケアスコアが16点以上の方

短期入所（医療型短期入所）

　２６

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。

日中サービス支援型では、常時の支援体制を確保し、日常生活上の支援を行います。

≪対象者≫

障がい者（身体障がい者にあっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る）

２７

医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

療養介護のうち医療にかかるものは療養介護医療として提供します。

≪対象者≫

病院等への長期の入院による医療的ケアに加えて、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

①　障がい支援区分が区分６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

②　障がい支援区分が区分５以上に該当し、次のいずれかに該当する方

　　・重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者

　　・医療的ケアスコアが16点以上の方

　　・障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上、かつ、医療的ケアスコアが８点以上の方

　　・遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが８点以上の方

③　①及び②に準ずる者として、市町村が認める方

④　旧重症心身障がい児施設に入所した方又は指定医療機関に入院した方であって、平成２４年４月１日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方

療養介護

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

夜間に介護を必要とする障がいのある方に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

「障がい者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行う「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援Ｂ型」を組み合わせて行う施設のことを言います。

≪対象者≫

① 　生活介護を受けている方であって障がい支援区分が区分４（５０歳以上　の方にあっては区分3）以上である方

② 　自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所　させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は通所によって訓練を受けることが困難な方

③ 　特定旧法指定施設に入所していた方であって継続して入所している方　又は、地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを　得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な方のうち、　①又は②に該当しない方若しくは就労継続支援A型を利用する方

④ 　平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医　療機関を含む）に入所していた方であって継続して入所している方

施設入所支援

２８

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

障がい児入所支援（医療型障がい児入所支援）

○障がい児入所支援

障がい児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

≪対象者≫

① 　身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいの　　ある児童（発達障がい児を含む）

② 　児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育〔障がいのある子どもたちが社会的に自立できるようにするために行う治療と教育〕の必要性が認められた児童

○医療型障がい児入所支援

障がい児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

≪対象者≫

① 知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児

② 　児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認め　　られた児童

２８－１

**（６）外出支援**

行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

≪対象者≫

障がい支援区分が区分３以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である方

２９

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

同行援護

視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

≪対象者≫

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント調査票〔支給決定の要件が揃っているかどうか調査するための票〕において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障がい以外の欄（「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」）に係る点数のいずれかが1点以上である方

移動支援

障がい者の外出の際に円滑な移動の支援を行います。

≪対象者≫

障がい者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた方

２９－１

重度訪問介護（再掲）

重度の肢体不自由者〔手足や体幹が病気等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態〕又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。

≪対象者≫

障がい支援区分が区分４以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分６であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）であって、次のいずれかに該当する方

１　次のいずれにも該当する方

①　二肢〔肢：手足〕以上に麻痺等があること

②　障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」

「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

２　障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の

合計点数が１０点以上である方

３０

※障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要される標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（数字が大きいほど支援の度合いが高い）

**１３１**

**（７）障がい福祉サービスの利用までの流れ**

　市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

　市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取り調査に伺います。

**③** 審査・認定

　調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援区分（心身の状況に応じた標準的な支援の度合）が決まります。

**④** 決定通知

**⑤** ｻｰﾋﾞｽ利用

　障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。）

　利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

**②** 調　　　査

**⑥** 介護給付費の支払い

**①** 相談・申請

　市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。

市　町　村

指定事業者･施設

⑥ 介護給付費等の支払い

**※**やむを得ない事由により、利用者と指定事業者・施設との契約ではなく市町村が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を決定する場合があります。

④ 決定通知

② 調査

③ 審査・認定

3

審査請求

① 相談・申請

市町村審査会

大阪府

⑤ サービス利用

利　用　者

**（８）その他（事業所検索等）**

ＷＡＭ　ＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構）障害福祉サービス等情報検索

介護・福祉・医療などの制度解説や研修セミナー情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトです。独立行政法人福祉医療機構が運営しています。

≪ＷＡＭ　ＮＥＴ≫

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

※QRコードは70ページ

３２

大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業　協力医療機関

大阪府では、医療機関の協力・連携により、脊髄損傷の合併症や脳性麻痺の二次障がい、脳性麻痺・筋疾患の消化器・呼吸器合併症等に対応するため、初期又は専門的な診療の提供や患者紹介の円滑化を図ることを目的として、『障がい者地域医療ネットワーク』を形成しています。

≪協力医療機関一覧≫

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/tiikiiryou-network1.html>

※QRコードは70ページ

障がい者歯科診療

歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、（一社）大阪府歯科医師会附属歯科診療所障がい者診療など２６か所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。

≪医療機関一覧≫

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/shougaisikasisetu.html>

※QRコードは70ページ

３２－１

障がい者医療・リハビリテーションセンター

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携の要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

平成１９年４月１日に、大阪急性期･総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。障がい者医療・リハビリテーションセンターは、３つの部門で構成されています。

◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門（大阪急性期・総合医療センター）

多様な医療ニーズに対応する大阪急性期・総合医療センターの一部としてリハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

≪診療に関するお問合せやご相談≫

TEL:06-6692-1201　　FAX:06-6693-4143

◆大阪府立障がい者自立センター

医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

≪障がい者自立センター利用に関するお問合せ≫

TEL:06-6692-2971 　FAX:06-6692-2974

◆大阪府障がい者自立相談支援センター

地域における相談支援体制充実のための研修や障がい特性に応じた総合的な支援を行い、障がい者の自立を支援します。

≪身体障がい者手帳・療育手帳や、身体障がい・知的障がいに関するご相談≫

TEL:06-6692-5261（地域支援課）

TEL:06-6692-5262（身体障がい者支援課）

TEL:06-6692-5263（知的障がい者支援課）

TEL:06-6692-5264（手帳発行関係）

FAX:06-6692-3981・06-6692-5340

３３